

資料

フランス銀行基本法規

概 説

1. フランス銀行基本法規の構成

フランス銀行に関する法規は、1800年の設立以来常に断片的且個別的に制定施行せられてきた為、部分的な法規の集積が存在する外、組織、業務等の全般に亘る統一的な規定は存在していない。もつとも1936年には従来の関係諸規定が統一条文として整理され、「フランス銀行関係諸規定の法典編纂に関する政令」(Décret portant Codification des textes Concernant la Banque de France. Décembre 1936)——以下仮に集成フランス銀行法という——の名称を以て公布されている。然しながら、集成法の基礎となつた各条文が、前述の如く単一の法体系としての一貫性をもたない為、統一的理解は必ずしも容易ではなく、法律(loi)、勅令(ordonnance du Roi)、政令(décret)、定款(statut)、協定(Convention)、契約(traité)等の如き個別規定諸形式の領域並びに相互の関連及び個別諸規定と集成法との関係等についてもこれを明らかにし得ない場合が多い。

(註) 定款、協定、契約はいずれも政令として承認され、又は法律若しくは政令に基いて施行されねばならない。

一方集成法公布以後現在に至る間に行われた基本法規の改変は、一応集成法の改正に関する法律若しくは政令というが如き形式をとつてはいるものの、解釈上問題となる点もあり、特に戦後(1945年12月)制定された所謂フランス銀行国有化法については、集成法に於る関連条文との関係を明示した規定がなく、国有化法の予定した集成法改正措置が、現在に至るも尚講ぜられていない為、現行法規の内容を正確に把握することは容易ではない。勿論フランス銀行が現実に運営を続けて行く為には、これらの問題を解釈によつて調整しなければならぬわけであり、個々の問題の中、運用の実情を知り得た点については、補足的な説明を加えてはおいたが、その全貌を明らかにすること

は当面困難と思われる。従つてここでは国有化法との関係で事実上死文化したと見られる個所を指摘して、その翻訳を省略するに止め、国有化法以外の諸規定による改正に基いて加除訂正を加えた集成法を主体に、国有化法を併記することとした。

2. 規定並びに運用の概要

現行法規中、その規定並びに運用について注目される所を列挙すれば、次の諸点が指摘される。

(1) 機構及び職制

イ フランス銀行の国有化

フランスに於る主要産業国有化の動きは、戦前(1936年)既に鉄道(フランス国有鉄道)、航空(エール・フランス)、兵器部門に見られたが、戦後(1944—1945年)左派勢力の抬頭によつて石炭(フランス石炭)、電力(フランス電力)、ガス(フランス・ガス)、自動車(ルノー)、銀行(フランス銀行及び四大預金銀行)にも及んだ。其後1946年に至り人民戦線政府が崩壊し、以後所謂中道諸派連立政権の時代となつたが、右の諸産業は引続き国有のまま今日に至つている。

右の中フランス銀行については、国有化法の規定により全株式が政府に帰属することになつたが、同時に株主という観念も消滅したものの如くで、従つて政府が唯一の株主であるという考え方は採られていない様であり、国有化の実施に伴つて政府の監督権が強化されたということもない。簡単な国有化法の規定から多くの問題を推測することは難しいが、フランス銀行の国有化とは、現在迄の所、従来の株式乃至は株主に関する集成法の規定がそのまま死文化したに止り、業務、経理等の諸規定並びにその運用については、何等の変化を加えるものではないと考えられる。

ロ 総裁、副総裁

○総裁、副総裁(2名)は大統領の任命により

任期の規定はない。

○総裁は理事会其他の委員会の議長となり、理事会の決議は絶対多数決によるが、総裁の署名がなければ執行力を生じない。

○副総裁の理事会に於ける議決資格は一般理事と同格。

ハ 理事、監事

○理事(12名)——職権による者以外任期4年。

1. 行員中から1名——(行員の投票による)

2. 各界代表7名——(担当大臣推薦により大蔵大臣任命)

本国の商、工業代表——2名

農業、労働、植民地の利益、

在外フランス人の利益、右

各々を代表して各1名——計4名

一般経済利益代表——1名

3. 職権による特殊金融機関(農業金融国民金庫、国民金融金庫等)の総裁又は理事長4名

○監事(2名)——財政官庁官吏中から財政担当
国務大臣任命、罷免も自由。

○監事は理事会のメンバーであり、意見を述べるが議決権はない。但し銀行券の製造発行に関する決議に対しては拒否権を有する。

ニ 割引委員会制度

○パリ地区の商業代表者中から理事会推薦、監事会選任の方式により15名の割引協議会員を選び、之と理事と双方から輪番順によつて委員を出し、毎日割引委員会を開き、割引に出された手形の審査を行う。

ホ 支店及び支店長

○支店長は総裁の推薦3名の中から大蔵大臣選任。

○支店の管轄地域内の産業代表者中から総裁の任命により評議員を選び支店へ割引に出された手形の審査を行わしめる。

(2) 業務

集成法はフランス銀行の業務として銀行券の発行要因となる業務(*opérations de la banque génératrices de l'émission des billets*)と其他の業務とを大別している。勿論フランス銀行の業務はすべて直接間接に銀行券の発行還収に關係をもつものではあるが、ここに発行要因と

なる業務とは中央銀行本来の業務と観念されているものをいい、金取引、割引、貸付、政府に対する常時貸付が掲げられている。この場合問題になるのは公開市場操作と対政府貸付の取扱である。公開市場操作については、集成法公布後1938年に至り特別法規として附加されることとなつたが、公開市場操作が集成法の改正としてではなく、特別法規によつて導入されるに至つた理由は、主として集成法第109条との關係によるものと考えられる。

対政府貸付については、公開市場操作の場合と若干その扱いを異にする。財政資金の供与に関するフランス銀行の業務については、発行要因となる業務としては対政府常時貸付が掲げられているに過ぎない。しかもこれは銀行券発行特権の代償として加えられたものであり、其他の政府貸付は原則的にはこれを予想していない。従つて常時貸付以外の政府貸付については、フランス銀行はその都度政府との間に協定を結び、これが法律若しくは政令によつて追認されるという形をとることになる。

政府証券については民間所有の再割引は認めているが、国庫の利益の爲にこれを行ない得ないと規定している。

(3) 経理

發券特権の代償として、対政府無利息貸付と納付金の制度を採つているが、納付金については、實際経理上の純益に依る方法を採用せず、割引、貸付等の実績に基き理論的に算出する謂わば発行税的色彩を加味した方法を基盤としている。

毎期純益金に対して法定、又は任意積立金を原則として認めず、割引歩合引上の場合等の余剰利益についてのみ特殊の積立を認めているが、決算に際して生じた最終的な剰余金は、夫々目的を定めた引当金(*provisions*)として、別個に雑勘定に計上処分されている様である。

(4) 政府の監督権

役員の任命権が広汎に政府の権限に属する反面、個々の業務上の事項については政府の監督権を規定したものは比較的少い。資本金の変更等法律によるべき事項の外、行政上の監督権に

属する事項の主なものは

1. 支店、出張所の設置及び廃止
2. 会計検査官の支店検査
3. 人事に関する基本定款の決定
4. 銀行券中の一部券種の流通廃止
5. 営業週報及び年報の提出

3. 信用の統制とフランス銀行法の関係

尚1945年の所謂国有化法は、フランス銀行の国有化規定（第1章）の外、金融機関の業種別組織（第2章）、四大預金銀行の国有化（第3章）、投資銀行の統制（第4章）及び信用の管理（第5章）に関する諸規定を含んでいる。右の中、信用の管理に関する条章は、国家信用理事会並びに銀行監督委員会の設置を規定することによつて、現行の信用統制——フランス銀行法の規定する固有業務（金利政策、公開支場操作等）以外の量的質的金融規制——の根幹をなす重要な部分となつている。

国家信用理事会は、関係大臣を会長、フランス銀行総裁を副会長とし、金融機関並びに各界代表38名の会員を以て組織され、通貨信用政策に関し政府に対する諮問に応ずる外、市中金利の決定、金融機関の登録、店舗の改廃等につき金融行政的機能を行使する権限をも附与されている。又銀行監督委員会はフランス銀行総裁を

会長とし議会並びに政府職員3名及び銀行並びに銀行従業員組合代表各1名からなり、財務諸表の分析等を通じ銀行経営を監督検査する権限を与えられているが、事務局は共に全員フランス銀行職員を以て構成され、実質的に見ればフランス銀行に所要の信用統制権並びに狭義の金融行政権を与えたに等しい結果となつている。従つてこの両者は、業務並びに機構の両面から、フランス銀行法と密接な関連を持つものと考えられている。

然し乍ら、制度的沿革的に見れば、1930年6月の法律（犯罪者、破産者による銀行の経営を禁止した法律）に始まる銀行の規制監督に関する規定は、其後1935年8月の法律（店舗の移動を制限する法律）を経、1941年6月の所謂銀行法によつて一応の形を整えたわけであり、国家信用理事会の前身と見られる銀行常設委員会、及び銀行監督委員会は、いずれも右銀行法に基いて設立せられたものである。こうした点から見れば、信用の統制乃至は銀行の監督に関する業務は、フランス銀行法固有の領域とは一応別個の分野を形成しているものと見られるので、当該法規はさし当りこれを省略し、国家信用理事会並びに銀行監督委員会の構成を図示するに止めた。

国家信用理事会の構成

会長 政府の指名する大臣（通常、大蔵大臣）
 副会長 フランス銀行総裁
 委員 38名
 各界代表—17名
 各産業団体消費者団体若しくは労働団体推薦、経済大臣若しくは労働大臣任命
 政府代表—7名
 経済省工業省等経済関係官庁代表各一名
 金融機関代表—7名
 銀行協会推薦、大蔵大臣任命
 政府金融機関代表—7名
 預金供託金庫等七機関代表各一名
 事務局——フランス銀行担当

銀行監督委員会の構成

会長 フランス銀行総裁
 委員 5名
 参事院財政部会長
 大蔵省国庫庁長官
 経済省信用部長
 銀行代表—1名
 銀行協会推薦、大蔵大臣任命
 銀行職員代表—1名
 最も代表的な銀行労働組合推薦、大蔵大臣任命
 事務局——フランス銀行銀行監督委員会事務局担当

集成フランス銀行法

制定——1936年12月

改正——(1937年7月、1938年11月、1940年11月)
1944年12月、1945年4月

目 次

第1篇 フランス銀行	関係条文
第1章 資本金、積立金及び配当金	1~15
第2章 本銀行の運営	
第1節 総理機関	16~30
第2節 株主総会	31~43
第3節 理事会	44~64
第4節 割引委員会及び特別委員会	65~75
第3章 各県都市に於ける営業所	76~90
第4章 職員及び従業員積立金	91~94
第5章 参事院の権能	95~97
第2篇 銀行券発行の特権及びフランス銀行券	98~105
第3篇 銀行券の発行要因となる業務	
総 則	106~108
第1章 金に対する業務	109~111
第2章 割引業務	112~127
第3章 国債、公共団体債及び其他有価証券を担保とする貸付	128~134
第4章 政府に対する常時貸付	135
第4篇 其他の業務	
第1章 国庫業務に対する協力	136~140
第2章 外国発券銀行の勘定を通じて行われる業務	141
第3章 不動産に関する業務	142
第4章 当座勘定	143~145
第5章 手形の取立業務	146~147
第6章 保護預り	148~152
第5篇 営業週報及び貸借対照表	153~154
第6篇 特権の代償として課せられる負担	
総 則	155
第1章 国庫勘定のための業務	156
第2章 公のために供する便益	157
第3章 政府に対する納付金	158~159
第4章 政府に対する超過利益配当	160
第5章 利益の処分及び分配に対する制限	161~162
第6章 流通禁止旧様式銀行券発行残高の政府納付	163
第7篇 本銀行に対する税制	
総 則	164
第1章 納付金による税金の代償	165
第2章 流通銀行券に対する印紙税	166
第8篇 特別又は経過規定	167~192

第1篇 フランス銀行

第1章 資本金、積立金及び配当金

- 第1条** 本銀行はフランス銀行と称し、パリに設立せられる公の銀行で株式組織により、積立金を除き資本金182,500,000フランとする。各株式は資本金1,000フランと積立金の1,182,500分の1に対する権利を含む。
- 第2条** (株主責任の限度) 省略
- 第3条** 資本金の増減は法律による。
- 第4条 ~ 第9条** (株式の取得、譲渡等) 省略
- 第10条** 積立金は次のものを含む。
- 1834年5月17日附法律第1条に定める1,000万フラン、但し営業用建物の買入、増築に当たつた資金を含まない。
 - 1848年4月27日及び5月2日附政令によりフランス銀行に合併された旧各県銀行の積立金に代るもの2,980,750フラン
 - 1857年6月9日附法律による増資の際のプレミアムの9,125,000フラン。
- 第11条** 純益金は前条の積立金を補充する場合の外之を留保し得ない。(註)
- (註) 決算に際して生じた最終的な剰余金は夫々目的を定めた引当金——Provision——として別個に雑勘定に計上処分されている様である。
- 第12条** 資本金及び積立金のうち次に相当する112,980,750フランは之を国債に運用する。
- 1834年5月17日附法律に定める積立金1,000万フラン
 - 旧各県銀行の合併に伴う積立金2,980,750フラン
 - 1857年6月9日附法律に基く増資による1億フラン前項の国債は本銀行名義を以て登録し、本銀行の特権が存続する限り許可なくして売却し得ない。
- 第13条** 第161条及び第162条の益金は、第10条及び第12条の積立金とは別個に自己資本に附加される。
- 第14条 ~ 第15条** (配当は半期毎、最低年6分等) 省略
- ### 第2章 本銀行の運営
- #### 第1節 総理機関
- 第16条** 本銀行の業務は1名の総裁が之を総理する。
- 第17条** 総裁の委任した業務を執行する総裁補佐2名を置く、之を第1及び第2副総裁と呼ぶ、総裁不在若しくは病気の場合副総裁はその任命の順序に従つて総裁の職務を代行する。
- 第18条** 総裁及び副総裁は大統領之を任命する。
- 第19条** 総裁は大統領に対し、法規に従つて業務総理に

万全を期し、忠実に之を行行旨誓約せねばならぬ。

第 20 条 総裁及び副総裁は国会議員を兼ねることを得ない。

第 21 条 総裁は参事院 (Conseil d'Etat) 副議長と同額の俸給を受け副総裁は参事院部会議長と同額の俸給を受ける。

第 22 条 総裁及び副総裁は理事会の定める条件によつて交際費及び特別費用の補償を受ける。

第 23 条 本銀行は、総裁及び副総裁の事務所、住宅、家具、什器其他之に附随するものを経費を負担する。

第 24 条 総裁及び副総裁のうちいずれかは業務処理のため毎日本銀行に出勤せねばならない。

第 25 条 (総裁等は株主である必要なし) 省略

第 26 条 総裁及び副総裁は自己の署名にかかり若しくは自己に属する手形を割引のために提出してはならない。

第 27 条 総裁及び副総裁はその在職中工業、商業若しくは金融に関する私企業に参画し、又は之から利益を受けてはならない。

第 28 条 総裁及び副総裁は、退職後 3 年間引続きその俸給を受ける。

前項の期間中は大蔵大臣の許可ある場合を除き私企業に協力し若しくは之によつて報酬を受けてはならない。大蔵大臣が之を許可する場合には、以後俸給の全額若しくは一部を引続き受けるための条件を定める。

第 1 項の期間内に於て、公務の委託を受ける場合に於ては、大蔵大臣は之による所得が第 1 項の俸給に加算されるための条件を定める。

第 29 条 手形はすべて、理事会の提議に基き総裁の承認を経てはじめて之を割引き得る。

本銀行職員の任免は総裁之を行行。

総ての契約及び協定は本銀行の名に於て総裁のみが署名する。総裁は又書簡に署名する。但し総裁は之を代行せしめることが出来る。本銀行の資産たる手形の裏書及び之に対する受領書に付いて又同じ。

裁判上の行為は総裁を原告又は被告として理事及び総裁の名に於て行われる。

総裁は株主総会、理事会、常設委員会及びその参加する各委員会の議長となる。総裁は理事会の名に於て、(株主総会に) 営業年度報告を提出する。総裁の署名なくしては決議はすべて執行力を有しない。総裁は本銀行に関する法律、定款及び理事会又は常設委員会の決議の全般に亘つて之を執行せしめる。

第 30 条 副総裁は理事会に出席し、議決権を有し、その任命の順位によつて理事の序列の中に置かれる。

第 2 節 株主総会

第 31 条 ~ 第 43 条 (省略)

第 3 節 理事会

第 44 条 本銀行は 14 名の理事によつて運営せられ、4 名の監事によつて監督される、之等は何れもフランス市民たることを要する。(註)

(註) 国有化法により株主総会選出による理事、監事夫々二名を欠くため現在實際上理事 12 名、監事 2 名

総裁、副総裁、理事及び監事を以て理事会を構成する。但し監事は理事会に於て意見を述べ得るに止る。

第 45 条 (前段——株主総会による監事 2 名選出) 省略
2 名の監事は中央財政官庁官吏の局長級以上の者の中から財政担当国務大臣によつて選ばれる。

第 46 条 理事の選任は次による。

1. (株主総会選出 2 名) 省略

2. 1 名はフランス銀行職員の秘密投票による。

3. 7 名は担当大臣の推薦に基き大蔵大臣之を任命するものとし、その中、

2 名はフランス本国の商業及び工業を代表する。

4 名は夫々農業、労働、植民地利益、海外に於けるフランス人の利益を代表する。

1 名は一般経済利益を代表する。

4. 4 名は次の職権によるものとする。

預金供託金庫理事長

フランス不動産金融金庫総裁

国民金融金庫理事長

農業金融国民金庫理事長

第 47 条 国会議員は、理事会員となり得ない。

第 48 条 理事はフランスと戦争状態にある国の金融機関の役員となり得ない。

第 49 条 (第 1 項——株主総会選任理事の株主たる義務、金融機関不関与) 省略

(第 2 項——株主総会選任監事に対する第 1 項準用) 省略

1930 年 6 月 19 日附法律により銀行業務を行うことを禁止された者、若しくは 1935 年 8 月 8 日附政令第 2 条及び第 3 条により処罰された者は理事会員となり得ない。

第 50 条 (株主総会選任理事及監事の立候補手続) 省略

第 51 条 職権による以外の理事の任期は 4 年とする。

前項の理事は 2 年毎にその半数を改任するものとし任期満了後の重任を認められる。

第 52 条 財政担当国務大臣の任命による監事は之によつて、何時たりとも解任され得るものとし、又その財政官の職を離れた場合に於ては理由の如何を問わず解任せられる。

第 53 条 前任者の死亡若しくは辞任に伴つて選任された理事及び監事の任期は前任者の任期の残余期間とする。

第54条 (株主総会選任理事及監事の前任者任期の異なるものを同時選任する場合の継承任期) 省略

第55条 理事及び監事は出席手当の外職務に関する報酬を受けない。

出席手当は理事会之を定める。

第56条 総裁及び副総裁は理事会及び各委員会の出席手当を受けない。

第57条 理事会は本銀行の全般に亘つて之を取締る。理事会は定款及び内規を議決し、又総裁の提議に基き、総ての契約及び協定を議決する。

理事会は第78条の定めるところにより支店の設置及び廃止を議決する。

理事会は割引き得る手形を選択し、割引率、割引くべき金額、及び割引を認める期間の限度を定める。

理事会は貸付利率及び129条により貸付のために受入れる有価証券を定める。理事会は又第130条の範囲に於て各有価証券について之を担保として行われる貸付の割合を定める。

理事会は銀行券の製造、発行及び還取、廃棄につき定款を定める。銀行券は、持参人式一覧払とする。理事会は又銀行券の様式を規定し之に要する署名を定める。理事会は第12条の場合を含め積立金の運用方法を定め又本銀行が法律の規定に従い且定款に定める方式による以外の業務を行うことのないよう之を監視する。

理事会定職員、雇員の俸給、給料及び一般運営経費につき毎年予め之を議決する。

(配当金の決定) 省略

理事会は(株主総会に提出すべき——註)営業年度報告を決定する。(註)国有化の実施に伴い事実上は大統領に提出されている様である。

理事会は、第92条の条件の下に人事の定款を議決する。

理事会は本銀行の総ての事項につき報告を受ける。

第58条 理事会は、少くとも議決権を有するものの9名及び監事1名の出席なくしては有効な決議をなし得ない。

決議は絶対多数決による。

第59条 銀行券の製造、若しくは発行に関する決議は監事の承認を要する。

監事全員が承認を拒否したときは前項の決議は効力を発しない。

第60条 監事は銀行の一切の業務を監視する。

監事は之を適当と認めるときは随時金庫、帳簿及び手形証券を点検する。

監事は監査委員会及び各特別委員会に出席する。

第61条 監事は理事会に於ては議決権を有しない。

監事は本銀行の秩序のため若しくは利益のために役立つ

と信ずる方策を提議する。

前項の提議が全く採用されないときは監事は之を議事録に記載することを要求し得る。

第62条 (株主総会に於ける監事の監査報告) 省略

第63条 削除

第64条 理事会は少くとも毎週1回之を開く。

第4節 割引委員会及び特別委員会

第65条 理事会の職務は、本銀行の業務監督のため次の2委員会によつて分担される。

割引委員会

監査委員会

第66条 本銀行の株主にしてパリに於て商業を営む者又はパリ地区に本店を有する商會社の役員若しくは支配人たる者の中15名を以て割引協議会を組織するものとし監事集會之を選任する。

之等の割引協議会員の任期は3年とし毎年その3分の1を改任するものとする。任期満了後の重任を認められる。(註)

(註) 本銀行の国有化実施後は本条の規定については割引協議会員資格中本銀行株主たる条件を除外し、その他の条件を以て依然割引協議会員を現実に存続せしめておるもの如くである。

第67条 監事による割引協議会員の選任は、理事会の提示する選任すべき数の3倍の候補者名簿に基いて行われる。

割引協議会員は、労力を以て若しくは役員として銀行業に対して協力することを得ない。

第68条 (割引協議会員は任期中株主たること) 省略

第69条 割引協議会員と理事とを以て割引委員会を組織する。

割引委員会に出席するものは出席手当を受ける。

第70条 割引協議会員は、出席手当の外その職務に対して報酬を受けない。

第71条 割引委員会を組織する理事及び割引協議会員は毎年々初に於て、理事会の定めた輪番順によつて選任される。

割引委員会は毎営業日之を開く。

第72条 割引委員会は割引に提出された手形を審査し所要の条件を備え本銀行にとつて安全確実と認められるものを選ぶ。

第73条 監査委員会は、理事会の選任した理事によつて組織される。

委員は理事の任期中その職に止まり得る。

第74条 監査委員会は一定の時期を定め、銀行券、金庫、帳簿、手形、証券及び其の他理事会の必要と認められたものにつき検査を行い、その結果を理事会に報告する。前項

の時期、検査の対象及びその方式は理事会が定める。

第75条 理事会は過半数の決議により委員会及び特別委員会の委員の任命、更迭及び再選を行い得る。

第3章 各県都市に於ける営業所

第76条 本銀行は本店の外、次の営業所を有する。

1. 支店
2. 出張所
3. 商業手形取立の便宜のための営業地附属都市(註)

(註) 第三号は、支店又は出張所の隣接都市で特に派出所を置き其処を支払地とした手形の取立を行うもの。

第77条 本銀行の特権延長の法律によつて開設若しくは存続されるに至つた支店、出張所及び附属都市は之を存置せねばならぬ。

第78条 支店及び出張所は理事会の提議に基き大蔵大臣の署名した政令によるのでなければ之を設置若しくは廃止し得ない。

第79条 本銀行は支店及び出張所に於て法律及び定款に定めた業務を行い得る。

第80条 各支店は1名の支店長之を統轄する。支店長は評議員によつて補佐せられる。評議員の数は支店の重要度に従い6名乃至12名とする。

各支店に於て1名の検査役及び1名の検査役補佐が第74条に掲げる検査の職務を行う。

評議員、検査役及び検査役補佐は、当該支店の管轄地域内に居住せねばならぬ。

第81条 支店長は総裁の提示する3名の候補者の中から大蔵大臣の具申に基き政令によつて任命される。

第82条 評議員は任命さるべき数の少くとも2倍の数の候補者の名簿を提出せしめ、理事会の意見を徴して総裁之を任命する。

評議員は支店の管轄地域内に於て、商、工若しくは農業の経験特に優れた者の中から選ばれる。

国会議員若しくは、労力、助言により或は役員として銀行業に協力する者は、評議員たり得ない。

第83条 評議員の任期は3年とする。

評議員は毎年その3分の1を更新する。

評議員は重任し得る。

第84条 検査役及び検査役補佐は総裁の推薦に基いて理事会之を任命する。

検査役及び検査役補佐の任期は3年とし重任し得る。

第85条 (評議員等の株主たる義務) 省略

第86条 評議員、検査役及び検査役補佐は出席手当の外職務について報酬を受けない。出席手当の額は理事会が之を定める。

第87条 支店長は理事会の決裁事項を執行し総裁の指示

に合する措置を行う。

支店長は書簡及び本銀行に属する商業手形の裏書若しくは之に対する受領書に署名する。

裁判上の行為は総裁の要請により支店長を原告又は被告として理事会の名に於て行われる。

第88条 支店長は自己の署名にかかり、若しくは自己に属する手形を割引のために提出し得ない。

第89条 評議員は支店へ割引に提出された手形を審査するため輪番によつて招集される。

手形はすべて評議員の提議に基き、支店長の承認を経てはじめて之を割引き得る。

第90条 会計検査官は大蔵大臣の命により支店の営業情况进行を検査し得る。

第4章 職員及び従業員積立金

第91条 本銀行の職員はフランス人たることを要する。職員の任免は総裁之を行う。但し支店長の任命については、第81条の規定による。

第92条 職員の採用、進級及び服務規律の条件は、之を取纏めて定款として規定するものとし、該定款及びその修正については理事会の決議によるものを総裁から大蔵大臣に提出してその同意を求めらるものとする。大蔵大臣之に同意せぬときは定款は参事院之を決定する。

第93条 職員、雇員の俸給、給料は毎年予め理事会の決議によつて定める。

第94条 本銀行は従業員のために積立金を保持する。前項の積立金は給与の一部を保留したものから成る。第1項積立金についての割当及び該積立金の使途、分配については理事会之を決議し、総裁の承認を経るものとする。

(第4項一関係政令の列举) 省略

第5章 参事院の権能

第95条 参事院は大蔵大臣の具申に基き本銀行に関する法規の規定違反及び本銀行内の監督若しくは管理についての異議に関し裁判権を有する。

参事院は又本銀行と理事会員若しくは職員、雇員との間の損害賠償、休職を含む民事争訟に対し上訴を認めぬ決定判決を下す。

第96条 参事院は第92条の合意不成立の場合、定款を決定する。

第97条 前2条以外の事項はその裁判権を有する裁判所に提訴されるべきものとする。

第2篇 銀行券発行の特権及びフランス銀行券

第98条 本銀行は法律の定めるところにより本国全地域に於て独占して銀行券を発行する特権を有する。

(第2項一従来の特権賦与に関する個別法規を形式上廃止) 省略

第 99 条 理事会は第 57 条及び第 59 条の規定に従い持参人式一覽払銀行券の製造、発行及び還取、廃棄について定款を定め、又銀行券の様式及び之に用いらるべき署名について規定を定める。銀行券の製造若しくは発行に関する理事会の決議はすべて監事の承認を要するものとし監事全員が之を拒否したときは、その決議は効力を発しない。(註)

(註) 本条後段は第 59 条と重複、原文も两条全く同一。

第 100 条 銀行券は 50 フラン券を以て最小額券とする。

第 101 条 銀行券は公私の支払に於て法貨として受入れられる。特定の券種の銀行券について本銀行の要求あるときは政令によつてその強制通用力を廃止することが出来る。但し次条に定めるところにより本銀行は一覽払により之を金に兌換することを保証せねばならない。前項の場合を除き法律によるにあらざれば銀行券の強制通用力を之を廃止し得ない。

第 102 条 本銀行はその銀行券に対し持参人式一覽払によつて之を金に兌換することを保証せねばならない。(註) 兌換は法貨たる金貨を以て銀行券を償還し又は法律の定める割合を以て金と交換する方法によることを得る。兌換は之を本店に限り又大蔵大臣と本銀行との合意によつて定めた額を最低額として之を行うことを得る。

(註) 第 170 条により兌換を停止。

第 103 条 本銀行は銀行券の流通高と当座預金残高を合せた額の少くとも 35% に相当する金地金及金貨を保有せねばならない。(註)

(註) 1939 年 9 月 1 日附法律により本条の適用を停止(同法第 4 条)。

第 104 条 銀行券の偽造若しくは変造又はその行使販買頒布若しくはフランス領内への持込は刑法第 139 条及び 1902 年 3 月 30 日附法律の第 57 条により改正された 1885 年 7 月 11 日附法律によつて処罰される。

第 105 条 紛失、盗難持参人証券に関する 1872 年 6 月 15 日附法律の規定は本銀行券に対しては之を適用しない。

第 3 篇 銀行券発行要因となる業務

第 106 条 銀行券の発行原因となる業務は次のものを含む。

1. 金に対する業務。
2. 割引業務。
3. 国債、公共団体債及び其他の有価証券を担保とする貸付。
4. 政府に対する常時貸付。

[参考] オープン・マーケット・オペレーションに関する特別法規—1938 年 6 月 17 日附法律(註)

(第 1 条) フランス銀行は信用の量を規制し金融市場を調節するため 1936 年 12 月 31 日附政令第 106 条に掲げる業

務の外理事会の定める範囲及び条件によつて流通性ある短期の国債、公共団体債及び割引適格手形を自由市場から買入れ、又既に取得したものを裏書することなく売戻すことが出来る。

但し本条の業務は国庫若しくは債券発行団体の利益のために之を行うことを得ない。

(註) 本規定は第 109 条との関係上特に別個の法律によつたものと認められる。

第 107 条 本銀行は如何なる場合又は理由たるを問わず法律及び定款に認められた以外の業務を行ひ得ない。

第 108 条 本銀行の定款は政府行政規定の形式により大統領の承認を経るものとする。

第 1 章 金に対する業務

第 109 条 本銀行は金及び銀に関する外商業を行ひ得ない。

第 110 条 本銀行は本店及びその特に定めた支店に於て法律の定める割合により無利鞘を以て金を買入れる業務を有する。(註) 但し売主に対してはバリの料率により造幣手数料を徴し得るものとし又分析試験手数料は売主の負担とする。

(註) 第 174 条により本条の適用を停止。

第 111 条 本銀行はその寄託を受けた金地金若しくは金銀外国貨幣を見返りとして貸付を行うことを得る。

第 2 章 割引業務

第 112 条 3 カ月以内の確定支払日附のある為替手形又は其他の商業手形であつて、商人、農業其他の同業組合、中小商工業の相互保証組合、又は一般に支払能力ありと認められる其他の者によつて引受けられたものは、本銀行は何人に対しても之を割引く。

第 113 条 (株主たることにより割引特権を認めず) 省略

第 114 条 未復権破産者に対しては割引を認めない。

第 115 条 本店に於けると支店に於けるとを問わず、一般に支払能力ありと認められる者 3 名以上の署名によつて保証された商業手形でなければ割引を認めない。

第 116 条 一般に支払能力ありと認められる者 2 名の署名のみによつて保証された手形と雖も、之が商取引に基くものであること確實であり、且(本銀行株式若しくは)国債又は本銀行貸付担保適格証券の譲渡による保証を附した場合には、之を割引くことを得る。

第 117 条 前条の譲渡による保証は手形の署名者に対する支払請求を妨げず、その支払拒絶の後にあらざれば、譲渡された証券の処分によつて債権を満足せしめ得ない。

第 118 条 1848 年 3 月 21 日附政令に定められた商品に対する預証券は之を第 3 署名に代るものとして、割引くことを得る。

第 119 条 農業倉庫証券其他の倉庫証券は定款の規定に必

要とする署名の一つを欠いたまゝ之を割引くことを得る。

第120条 小麦関係業者連合会設置に関する1936年8月15日附法律により本銀行は次の割引及び再割引を行う。

1. 該法律第17条に定めるところにより、小麦協同組合に宛てて裏書せられ、同組合理事会及び小麦関係業者連合会によつて保証された倉庫証券の割引を行う。
2. 該法律第23条の定めるところにより、小麦関係業者連合会によつて保証され、農業信用組合及び農業金融国民金庫の割引いた小麦協同組合振出手形の再割引を行う。

第121条 工業及び輸出貿易業の利益のために本銀行は理事会の定めるところにより、外国若しくはフランス領植民地を支払地とする手形の割引を行う。

第122条 支払期限3ヶ月以内の政府短期証券は無制限に再割引を許される。但し国庫の利益のためには之を行うことを得ない。

第123条 国家の安寧に反する取引に基く手形、禁止された商取引に基く手形及び発行の理由なく実際の価値なきに拘らず署名者間の馴れ合いによつてつくられた融通手形と称せらるべき手形については、本銀行はその割引を拒絶すべきものとする。

第124条 割引は休祭日を除き毎日之を行う。

第125条 割引料は日数に応じ、1日の場合と雖も之を徴収する。

第126条 割引歩合は政府の許可を得て特に指定する場合を除き各地何れも同率とする。

第127条 割引に関し銀行の処置に対して不服申立の権利ありと信ずる者は之を政府に対して行うと同時に監事に対して行うものとする。

第3章 国債、公共団体債及び其他

有価証券を担保とする貸付

第128条 本銀行は支払期限の確定した国債、公共団体債の取立委託を受けて之を担保とする貸付を行い得る。

第129条 前条に於て本銀行に認められた権能は、支払期限の確定せると否とを問わず総ての国債及び公共団体債並びに次に掲げる証券に対して之を及ぼさしめる。

フランス国有鉄道の株式及び債券

パリ市債券

フランス各市及び県債券

フランス不動産銀行債券

インドシナ、アルジェリヤ及びチュニジア各総督府債券

定期起債許可により発行されたフランス領植民地及び保護領債券

戦災復興援助国民金融金庫債券

減債特別金庫債券

前項の証券は理事会の特別決議による外は之を貸付の担保として受入れ得ない。

本条の貸付に対して第130条乃至第134条の規定を適用する。

第130条 貸付の金額は担保証券の貸付実行前日に於ける市場相場の5分の4の額を越えることを得ない。

第131条 貸付金の借入人は本銀行に対し、3ヶ月以内に之を返済することを契約すべきものとする。

第132条 前条の契約中には担保証券の市価下落10%に達した場合その下落額について、借入人は増担保を差入れる義務を負う旨の条項を含むべきものとする。

第133条 借入人に於て前2条の契約不履行の場合、本銀行は次により、担保証券の全部若しくは一部を仲買人を通じ取引所に於て買却する権利を有する。

1. 増担保義務不履行の場合は裁判外手続により之を遅滞に附してから3日を経た後。

2. 弁済義務不履行の場合は、遅滞其他の手続を要することなく弁済期日の翌日以後。

本銀行は証券売却手取金の中から貸付元本、利子及び手数料について弁済を受け、若し残余ある場合には之を借入人に返還する。

本条の条件は借入人に於て、第131条及び第132条による契約中に之を明記し、同意し置くものとする。

第134条 理事会は第57条の規定によつて定める貸付利率、担保適格証券銘柄及び之に対して行う貸付の割合とは別個に貸付期限内に於ける担保証券市価下落の場合の増担保の額を定める。

第4章 政府に対する常時貸付

第135条 本銀行の政府に対する常時貸付は次のものより成り、32億フランとなる。(註)

(第1号、第2号—本銀行と政府間の貸付契約を年次順に列挙) 省略

本銀行はその特権の存続する限り本条貸付の全額若しくは一部について返還を請求し得ない。

本条の貸付には利子を付さない。之が返還を保証するため本銀行に対しその特権と同一期限の国債が引渡されるものとする。

(註) 1947年3月27日附本銀行政府間の協定の結果それ迄の増加額を加え本貸付総額500億フランとなる。

第4篇 其他の業務

第1章 国庫業務に対する協力

第136条 本銀行は他の公の支払機関と共に本店及び支店、出張所に於て国債及び政府証券の無記名利札に対し無手数料を以て国庫勘定のために支払を行う。

第 137 条 本銀行は大蔵大臣の要求あるときは無手数料を以て国債及び政府証券発行の事務を取扱う。

第 138 条 本銀行支店及び出張所に於て、会計官は政府当座預金の払込若しくは引出を行うことを得る。

本銀行は附属都市に於て、会計官に宛て他の会計官が振出した送金手形及び納税者から会計官に宛てた手形の期日に於ける取立を無手数料を以て行う。

第 139 条 本銀行は、無手数料を以て、国庫勘定による会計官振出の小切手若しくは付替の支払を行う。本銀行は又政府若しくは県に対する債権者が本銀行若しくは本銀行の取引先銀行に勘定を有する場合該債権者に対して発行された支払命令について現行政令の定めるところに依り無手数料を以て之が振替決済の取扱を行う。

本銀行は市町村其の他公共団体に対する債権者が本銀行若しくは本銀行の取引先銀行に勘定を有する場合、該債権者に対して市町村其の他公共団体が発行し、会計官が之を本銀行に交付した支払命令について現行政令の定めるところに依り無手数料を以て、政府当座預金付替により振替決済の取扱を行う。

本銀行は会計官又は徴税官に対して振出され又は之等に対して裏書された小切手の入金取立を無手数料を以て行う。

第 140 条 本銀行は大蔵大臣から改鋳を命ぜられた軽量金貨を支店及び出張所在庫現金の中から計量し之を自己の費用を以て造幣局に送達せねばならぬ。新に鋳造された貨幣は本店に於て本銀行に引渡される。

第 2 章 外国発券銀行の勘定を通じて行われる業務

第 141 条 本銀行は本銀行に当座勘定を有する外国発券銀行の勘定を以て手形又は短期証券を買入れることを得る。之から生じる利子は該銀行の当座預金に貸記される。本銀行は前項の手形又は短期証券について手持銀行の要求により之を再割引することを得る。本銀行は又之等の手形又は短期証券の債務の支払について手持銀行に対して之を保証することも許される。

第 3 章 不動産に関する業務

第 142 条 本銀行は政府の承認を得て業務上必要とする不動産を取得し、又は売却若しくは交換することを得る。之に要する費用は積立金以外を以て之に充てることを得ない。

第 4 章 当座勘定

第 143 条 本銀行は個人又は公の機関から払込まれた金額を当座預金として受入れ、預入額の範囲に於て預入者の指図により之を支払う。

第 144 条 当座預金残高については何人も異議を唱え得ない。

第 145 条 本銀行は本銀行に当座預金其の他の勘定を有す

る者の本銀行を支払場所とする手形の支払及び之等の勘定相互間の隔地間の振替を無手数料を以て行う。

第 5 章 手形の取立業務

第 146 条 本銀行は取引先である個人又は公共機関のためにその委託にかかる、本銀行営業地域内都市を支払地とする手形の取立を行う。

第 147 条 本銀行は総ての取引先のために本銀行営業地域宛に振出された横線小切手又は手形交換所所属銀行若しくはその取引店宛に振出された小切手について無手数料を以て取立を行う。

第 6 章 保護預り

第 148 条 本銀行は総ての証券、金銀地金及び金銀貨幣の保護預りを行う。

第 149 条 保護預りに対しては預り証を交付する。

前項の預り証は裏書によつて之を譲渡し得ない。

第 150 条 保護預りに対しては理事会の定める料率により保管料を徴する。

第 151 条 記名証券の保護預りについては保管料の 4 分の 1 を軽減する。

第 152 条 フランス領植民地又は保護領が、無記名公債を預託して記名式預り証の交付を受けんとし植民大臣及び外務大臣が本銀行に対して之を要求した場合には本銀行は本店若しくは支店に於て該証券を受領し之を保護預りとするものとする。

前項の無記名証券に対し本銀行は記名式預り証をその預託者に交付する。但し之に依る印紙税は預託者の負担とする。

本銀行は証券の償還抽籤に注意し前項の預り証記載番号中当籤したものがあるときは之をその預託者に通知する。

本銀行は本条受託証券について償還金及び満期利札の支払金を受領し、本店又は支店に於て之を証券の預託者に支払う。

預託者たる植民地又は保護領は証券保管料及び当籤番号調査手数料を負担すべきものとする。

第 5 篇 営業週報及び貸借対照表

第 153 条 本銀行は毎週大蔵大臣に対して営業報告を提出し之を官報に公示する。

前項の営業週報に於ては、金銀準備高及び要求払勘定を掲げると共に、この両者を対比して得られる準備率を明にするものとし、更に要求払勘定発生の原因となり且その保証となるべき資産勘定を詳細に示すべきものとする。

本条の規定は営業年報について之を準用する。

第 154 条 本銀行は毎半期当初に前半期中の営業成績（及び配当案）を政府に報告する。

第6篇 特権の代償として課せられる負担

第155条 銀行券発行特権の代償として本銀行に課せられる特別の負担としては第135条の政府に対する常時貸付の外、次のものを含む。

1. 国庫勘定のための業務。
2. 公のために供する便益。
3. 政府に対する納付金。
4. 政府に対する超過利益配当。
5. 利益の処分及び分配に対する制限。
6. 流通禁止券種銀行券の発行残高を政府に納付する義務。

第1章 国庫勘定のための業務

第156条 国庫勘定のために本銀行は次の業務を負担する。

1. 政府当座預金の無手数料の取扱。
2. 第136条の定めるところにより、無手数料を以て国債の無記名利札及び政府証券の支払を行う。
3. 第137条の定めるところにより、無手数料を以て国債及び政府証券発行の事務を取扱う。
4. 第138条及び第139条の定めるところにより、無手数料を以て会計官の出納事務に協力する。
5. 第139条の定めるところにより、無手数料を以て会計官又は徴税官宛に振出され若しくは之等に宛て、裏書された小切手の取立を行う。
6. 第138条の定めるところにより、無手数料を以て、会計官相互間の送金手形及び納税者の会計官宛送金手形の附属都市に於ける取立を行う。
7. 第139条の定めるところにより支払命令書による決済を行う。
8. 第140条の定めるところにより、支店及び出張所在庫現金の中から改鋳される金貨を計量し之を自己の費用を以て造幣局に送達する。

第2章 公のために供する便益

第157条 公のために供する便益には次のものを含む。

1. 第145条の定めるところにより本銀行に勘定を有する者が無手数料を以て本銀行を手形の支払場所とすることを認め又之等の勘定相互間の隔地間の振替を無手数料を以て行う義務。
2. 第147条の定めるところにより本銀行営業地域宛に振出された横線小切手又は手形交換所所属銀行若しくはその取引店宛に振出された小切手について無手数料を以て取立を行う義務。
3. 第151条の定めるところにより記名証券の保管料の4分の1を軽減する義務。
4. 第152条の定めるところによりフランス領植民地又は保護領の無記名証券の預託に対し記名式預り証を

交付する義務。

第3章 政府に対する納付金

第158条 本銀行はその特権の存続する期間、第159条に定める計算方式により毎半期政府に対して納付金を納付するものとする。

前項の納付金は2百万フランを下ることを得ない。納付金は毎年1月15日及び7月15日に之を納付する。

第159条 前条の納付金を算出するためには先ず第166条に定める利子を伴う取引による銀行券流通額の平均残高に割引歩合を乗ずる。

前項によつて算出された額から第161条の規定により本銀行、政府間に分配すべき額を控除した後、之と1914年8月5日附法律による支払猶予手形の利息額との和に5%の比率を乗じて納付金を算出する、若し或る期間に於て割引歩合が3.5%を越えたときは、その期間については本項の適用比率は7.5%とし、同様にして割引歩合が4%又は4.5%を越えたときは適用比率は夫々10%又は12.5%とする。

前項前段によつて算出した前項の納付金を控除した残額に対し更に20%の比率を乗じた額の追加納付金が毎営業年度徴収される、但し右の残額中、最初の5,000万フランについてはその4分の1、5,000万フラン乃至7,500万フランの部分についてはその8分の3、7,500万フラン乃至1億フランの部分については8分の4、1億フラン乃至1億2,500万フランの部分については8分の5、1億2,500万フラン乃至1億5,000万フランの部分については8分の6、1億5,000万フラン乃至1億7,500万フランの部分については8分の7についてのみ追加納付金を算出する。

第4章 政府に対する超過利益配当

第160条 1株に対する配当が課税額を差引き年額240フランを越えるときは本銀行は超過配当額と等しい金額を政府に納付せねばならない。

第5章 利益の処分及び分配に対する制限

第161条 市場の情況により割引歩合を5%以上に引上げる場合に於ては、之による利益は当期の株主に配当し得べき利益金から之を控除し、その4分の1を自己資本勘定に加え残余は政府に帰属せしめるものとする。

第162条 市場の情況により貸付金利率を6%以上に引上げる場合に於ては、之による利益は当期の株主に配当し得べき利益金から之を控除して、自己資本勘定に加える。

第6章 流通禁止旧様式銀行券

発行残高の政府納付

第163条 流通を禁止された券種の銀行券が償還を受けるために提出されなかつた結果、生じた利益は総て政府に帰属するものとする。

第7篇 本銀行に対する税制

第164条 租税に関し本銀行に対する特別の規定は本篇の以下各条に之を示す。

第1章 納付金による税金の代償

第165条 第158条及び第159条による納付金及び追加納付金は1917年10月26日に於ける現行法の規定により本銀行に課せられるべき税金とは別個に之を徴収する。但し既に納付金を課せられた取引に対し以後税率の引上げが行われ、又は新税が創設せられた場合に於ては、納付金を以て之の代償とすべきものとし、その税額が納付金を超過する場合に限りその超過額を徴収する。

第2章 流通銀行券に対する印紙税

第166条 割引、貸付等利子を伴う取引による銀行券及び送金手形(註)の年間平均流通高につき100フランに対し15サンチームの割合を以て本銀行は印紙税を負担すべきものとする。

前項の印紙税を課せらるべき流通高の算定方法は大蔵大臣之を定める。

(註) Billet au porteur (銀行券) と共に Billet à l'ordre en circulation (流通中の送金手形) と言うものが慣習上存在するものの如くである。

第8篇 特別又は経過規定

(理事会)

第167条 第46条の定めるところにより、国民経済会議商業部会の提出する3名の候補者の中から大蔵大臣が選任する理事は当分の間小商業代表者の優れた者の中から商業大臣が選任する。

第168条 (現任理事及び監事の任期に関する経過規定) 省略

(各県都市に於ける営業所)

第169条(現任支店評議員、検査役の任期に関する経過規定) 省略

(銀行券発行の特権及びフランス銀行券)

第170条 1936年10月1日附通貨に関する法律第1条に依り、本銀行券の金兌換に関する第102条の規定はその適用を停止する。

第171条 フランス銀行券の金兌換の条件は閣議を経て政令によつて之を定める。

第172条 1936年10月1日附通貨に関する法律第2条に依りフランの量を新たに決定する政令が公布せられるまで、為替安定基金は同条に定める範囲に於て、フランの金に対する平価を保ちつゝ、フランと外国為替の関係を調節する。

為替安定基金は政府の勘定と責任に於て、本銀行之を管理しその運用の条件は大蔵大臣の指示する方針に従つて総裁が之を定める。

本銀行は為替安定基金に対し金及び外国為替の売買を行い得る。

第173条 金地金及び金貨の売買は本銀行の許可を要する。

本規定に違反した者はその売買金額と同額の科料に処せられる。

本銀行の許可なくして金地金及び金貨を輸出又は輸入することを禁ずる。之に違反した者は、税関法に定める処罰を受ける。

第1項の許可は工業は又は商業上の必要に基く売買に対しては之を与えるべきものとする。

1936年10月1日附通貨に関する法律第2条によりフランの量を新に決定する政令が公布されるに至つたときは、本条の規定は政令によつてその適用を停止されることあるものとする。

(金に対する業務)

第174条 1936年10月1日附通貨に関する法律第1条に依り本銀行の営業所に於て金を買入れる義務に関する第110条の規定はその適用を停止する。

(割引業務)

第175条 1936年8月19日附商、工、農企業臨時援助制度創設に関する法律の規定に従い、本銀行は同法律第8条の定めるところにより庶民銀行中央金庫に対し同法律第15条に定めるところにより政府の債務支払保証を得て同金庫の引受裏書ある庶民銀行宛手形の割引を行う。

政府、本銀行及び庶民銀行組合の協約により前項による債務不履行の場合に於ける担保権の実行又は訴追についての条件が定められる。

第176条 前条の法律の適用を確実ならしめるため同法律第3条、第7条及び1936年8月26日附政令の定めるところにより本店及び支店に貸付委員会を設ける。

(政府に対する一時貸付金)

第177条 第135条の定める32億フランの常時貸付とは別個に、且つ1914年8月開設の政府に対する一時貸付をすべて終止せしめるとの1928年6月23日附協約に拘らず、本銀行は政府に対し無利子を以て140億フランを限度とする一時貸付を行うことに同意する。

本銀行は前項の貸付につき取扱費用の補償の名目を以て毎年實際貸付額の2%に相当する手数料を受ける。

第178条 (前条貸付の実施経過) 省略

第179条 1914年8月開設の政府に対する一時貸付をすべて終止せしめるとの1928年6月23日附協約に拘らず、本銀行は大蔵大臣の要請に基き、第177条の貸付に加え、之と同一条件を以て政府に対し100億フランを限度として新たな貸付を行うことに同意する。本貸付は貸借対照表上別項を設けて之を掲げる。

第180条 第177条及び第179条による貸付に基き本銀行に対し3ヵ月期限の国庫証券が引渡される。本証券は無利子とし該貸付が償還される迄期限を更新し得る。

(本銀行の保有する減債特別金庫証券)

第181条～第188条 省略

(1928年6月現在の本銀行保有政府証券及び1931年12月の大蔵大臣と総裁間の協約に基き本銀行が保有する政府証券を減債特別金庫に肩代りし、本銀行は同金庫証券を取得、同金庫に対し該金庫証券を償還する特別財源を規定した経過規定)

(営業週報及び貸借対照表)

第189条 貸借対照表上次のものは夫々別項に之を掲げるものとする。

1. 第177条の定めるところにより、140億フランを限度とする政府に対する一時貸付金。
2. 第179条の定めるところにより、100億フランを限度とする政府に対する一時貸付金。

3. 第120条の定めるところにより、割引いた小麦関係業者連合会保証の手形及び農業倉庫証券。

4. 第175条の定めるところにより、庶民銀行中央金庫に対して再割引した手形。

(政府に対する納付金)

第190条 第158条及び第159条の納付金算定の基礎となる利子を伴う取引による銀行券流通額には次のものを含まない。

1. 第177条及び第179条の政府に対する一時貸付金。
2. 第175条による再割引。

第191条 (第184条等により減債特別金庫の同金庫証券償還財源として政府納付金の一部を同金庫に納付する経過規定) 省略

(フランス銀行券に対する印紙税)

第192条 (第166条中削除箇所に対する特別規定で死文化したもの) 省略

フランス銀行及び大銀行の国有化並びに信用組織に関する法律

制定——1945年12月2日

改正——1946年4月8日

第1章 フランス銀行の国有化

第1条 1946年1月1日よりフランス銀行は国有化される。フランス銀行は引続き本国全土に亘つて銀行券発行の独占権を保持する。

フランス銀行の株式は総て政府に引渡され政府は之を所有する。(註)株主の選任にかゝる理事及び監事の権限は1945年12月31日を以て終止する。

(註) 之によつて政府が全株式の株主としてその権限を行使すると言う考え方は採らず寧ろ株主と言う觀念が消滅したものとするべきものである。

第2条 株主はフランス銀行から株式の清算価格を以て償還価格とする記名式流通証券の交付を受ける。右の清算価格は参事院財政部会長を議長とし、会計検査院検査官及び大蔵大臣の指名した株主の代表者1名から成る委員会が之を定める。(註1)但しその価格は、1944年9月1日から1945年8月31日に至る期間の平均相場を超え、若しくは1945年9月1日から清算価格決定の日に至る期間に於て株式取引所に於て取得した価格を超えることを得ない。本証券の細目規定及び償還条件は大蔵省令を以て之を定める。但し償還期限は最長5年以内とし、又利率は年3分を超えることを得ず、且つ1945年及び1946年については1944年の配当率を超えることを得ない。本証券の利子は政府の保証の下にフランス銀行之を支払うものとし、償還は政府の負担とする。(註2)

不動産としての性格を与えられた株式に対して交付される本証券は該株式と同一条件に於て之と同一の不動産と

しての性格を与えられる。

法令又は其他の規定により、フランス銀行株式に投資又は投資換えすることを認めた場合に於ては、本条の規定によつて発行される証券に投資又は投資換えすることを得る。

(註1) 株式の清算価格は1株28,029フランとし29フランを現金により28,000フランを証券によつて交付された、証券は7,000フラン券、年利率3分(1946年7月19日大蔵省令)

(註2) 本証券はその性格必ずしも明かでなく、正式名称はフランス銀行債券であり(1946年7月19日大蔵省令)フランス銀行が利払を負担するものではあるが、終局的に元本を政府の負担とする点から、結局一種の政府証券であるとするのが一般の見解のようである。尚政府が償還した証券についてはフランス銀行は政府に対してその利払を行つているものである。

第3条 フランス銀行の理事会の構成、定款及びフランス銀行に対して適用せられる税制、納付金制度は1946年2月28日以前に公布される法律を以て修正補完すべきものとする。(註)

フランス銀行は関係法律及び定款に抵触せざる限り引続き商法の規定に従うべきものとする。

(註) 此処に予定された法律は實際上未だ公布されていない。

(第2章以下省略)